

カケスさんの自然散歩

八つ目ウナギ

しこつ湖自然体験クラブ*トゥレップ理事 中原“カケス”直彦

5月はアイヌ語で「シンチ チュブ = これからあたたかくなる月」とか「モ キウタ チュブ = オオウバユリを採り始める月」等と呼ばれるそうです。誰にも会わない自然散歩を今日も楽しみましょう。



「千歳湖」は美々川の源流部の一つに人の手で堤が築かれ、せき止めて造られた湖です。かつてはレジャー施設がありボートが浮かんでいた大きなため池です。堤の端から流れ出る美々川は、木道をくぐるとハンノキなどの林の中を自然のままに蛇行し、湿原をつくっています。そこはミズバショウの大群落がある名所なのですが、入り口が解りにくいためか訪れる人はほとんど無く、いつも静かな所です。

春の連休を目前にしたある日、久しぶりに行ってみました。坂を下ってすぐの川底にゆらゆらとうごめく生き物を発見。ドジョウの様な細長い体の魚がこちらに3匹、向こうに2匹と集まって水底の小石にくっ付いています。スナヤツメという魚です！

頭甲綱ヤツメウナギ目ヤツメウナギ科に属するスナヤツメは、独特の生活史をもっています。外見こそウナギに似ていますが全く違う魚です。

アンモシーテスと呼ばれる幼生期は、ミズの様な体で川底の泥にもぐって藻類などを食べて成長するので、眼が無いそうです。4年経って20cmほどの成体になると、眼が現れる一方で消化系がなくなり、春の産卵期を過ぎて死ぬまで何も食べなくなるというのです。つまりこうして春に私たちの目に見えるのは、一生をこの川で過ごすスナヤツメが産卵のために集まる最期の姿なのです。



近い種類にカワヤツメがいます。こちらは海に降りて成長し50cmほどになります。昔から食用にされ、江別市の石狩川での漁が有名です。どちらのヤツメも成体の口は吸盤状です。カワヤツメはこの口で他の大きな魚類の体に吸い付いて体液を吸います。スナヤツメは川底の石に付いて流されないようにするためだけの口です。



冷たい水に手を入れて捕まえてみました。すぐに指に吸い付いて来ます。ご覧の様に身体の側面に鰓穴(えらあな)が7対あり、本当の目と合わせると8対。これが「八つ目」という名の所以です。

その後、ミズバショウが見頃を迎えた美々川源流部をのんびり散策しました。やはり誰にも会わず、持参したマスクも出番がありませんでした。

●略歴 カケスさん

中原直彦 (社)日本自然保護協会の自然観察指導員。市民団体「しこつ湖自然体験クラブ*トゥレップ」理事。千歳アイヌ文化伝承保存会会員。小学校非常勤講師。専門は環境学習。音楽活動ではブルーグラス・バンドを主宰。1960年、苫小牧市生まれ。千歳市向陽台に在住。

シリーズ

成年後見制度の活かし方



1 申立てに必要な費用について

後見開始の申立てにかかった費用は、原則として、申立人の負担となります。原則、後見開始の審判後に本人の財産から精算(支出)することはできませんのでご注意ください。

必要な費用	金額	内容
○申立手数料	800円	収入印紙 ※保佐又は補助の場合で「代理権付与」「同意権付与」等の申立てをする場合には、申立事項1つにつき800円(収入印紙)を加算
○後見登記手数料	2,600円	収入印紙
○郵便切手	3,220円分	(内訳 500円×2枚、100円×8枚、84円×15枚、20円×2枚、10円×10枚、1円×20枚) ※保佐又は補助の場合は、1089円分を加算500円×2枚、84円×1枚、1円×5枚
○鑑定料	5万円～10万円程度	※精神鑑定が必要であると裁判所が判断した場合には、診断書附票に記載されている医師の鑑定費用金額を、申立人に収めていただきます。

※「成年後見等申立ての説明書」(札幌家庭裁判所後見・財産監理センター 2020年4月版)から抜粋して紹介しています。

2 申立手続きを法律の専門家に依頼する場合について

申立ては「本人」又は「本人からみて配偶者又は4親等内の親族」が行うほか、法律の専門家に依頼する方法もあります。専門家に依頼した場合、経費がかかりますので、事前に確認しておくとういでしょう。

今回は、「法定後見」を利用するにあたり、費用がいくらかかるのか、気になるお金について解説します。

また、申立て費用が支払えない場合はどうなるのか、費用を助成する制度についてもご紹介していきます。

3 成年後見人への報酬について

後見人等が選任され、仕事を行うと、通常、事務を行うための経費と報酬が発生します。これらの費用は、本人が負担します。

報酬額は、家庭裁判所の裁判官が決めますが、統一された明確な基準が示されているわけではありません。

センターからのアドバイス

成年後見人の申立て費用が支払えない場合はどうなるのか?

～日本司法支援センター(通称:法テラス)～

経済的な事情で成年後見制度が利用できない場合には、「日本司法支援センター(通称:法テラス)」を利用して相談する方法があります。

法テラスは、国によって設立された法律トラブルの「総合案内所」で、収入・資産等が一定以下の方を対象に、無料の法律相談を実施しています。弁護士や司法書士に支払う申立書作成の報酬や実費の費用立替制度があります。

ただし、利用できるかどうか、また利用できたとしても何を助成してもらえるのかなど、事前に問い合わせてみることをおすすめします。



〈法テラス・サポートダイヤル(有料)〉
電話: 0570-078374 (PHS可) (IP電話からは電話: 03-6745-5600)
受付日時: 平日9時～21時、土曜日9時～17時(日曜日・祝日は除く)